NPO問題

前町長らの返納金、少ないが

コメントできるものではない

ものではないと考えていについてコメントできる



本木敏明議員 所

町として前町長らの責任 重くなったと言える。町 思う。ましてや刑事事件 町民はこの程度の金額で はどう考えているか。 に発展し、さらに責任は は少ないと感じていると た。しかし、ほとんどの と約8万円を町に返納し りそれぞれ約210万円 法律的には、

ションなどを購入したと 町 に支払うというもので ある。町とNPOが交わ いう業務上横領の容疑で した当初の契約は、 からの事業費でマン 90%までを3カ月ごと 岡田代表の逮捕は しかしいつの間 全額

私的流用につながったの では少ないと思うが。 も210万円程度の返納 任は大きく、その意味で 知らなかった前町長の責 ではないか。契約変更を に請求でき、そのことが は NPOは事業費を自由 つまり契約変更によ 前払い金90%

を超えている。せめてそ 護士費用は既に2千万円 点になると思う。 変更したことは一つの論 までの契約を100%に 今回の裁判に係る弁

場にはないということだ。 ように、コメントする立 の費用程度を前町長らは すべきではないか。 初めに言った

れており、これを前町長 請求できる契約に変更さ 知らないと言ってい か、いつでも10 職員の処分は甘いのでは 基準に従って処分した

NPO問題での責任を取

前町長と前副町長は

いない。その結果NPO ずに、無断で町長印を押 注書に通常の手続きを経 の総務課長と課長補佐 注書を要求された。 用ボート購入のための発 代表から行方不明者捜索 かもそのコピーは残って し岡田代表に渡した。し は、金額の提示のない発 23年秋頃、町は岡田 当時

課長は退職しているので 題を起こした当時の総務 このような大きな問

を手に入れた。これは大 きな問題ではないか。 は1千万円以上のボート

10分の1、

3カ月の減給 課長補

佐

料は全て警察当局に提示 あるが、当時の詳細な資 している。 の流れから言えば問題で 甲斐谷副町長 通常業務

ずだが、 らの聞き取り調査を行 の背任などに抵触する 方公務員法違反、業務上 た行為は公文書偽造、 では納得しない。こうし 再考は。 山田町 職 地

条例に基づいて本人か 員



NPO法人が手に入れた行方不明者捜索用ボート

・震災後の児童生徒 荒神海水浴場の避 災害義援金の配分 難路等について の変化について

その他の質問